

仕様書

北名古屋市を甲とし、公有財産借受人（案内地図板設置業者）を乙とする。

1 案内地図板の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 案内地図板及び付帯設備等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て乙の負担とする。
- (2) 電気料についても、貸付料とは別に乙の負担とする。
- (3) 設置する案内地図板の機器については、省電力など環境に十分配慮したものであること。
- (4) 案内地図板本体の大きさは、位置図に定める設置スペース内に設置できるものとする。
- (5) 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式とする。
- (6) 本体の転倒等にて来庁者に危険が及ばないように転倒防止対策を施す。
- (7) 周囲と調和のとれた色合いにする。
- (8) バンフレットラックを設ける。
- (9) 本体の形状は、西庁舎1階ロビーを自立式とし、東庁舎1階市民ホールを可動式とする。
- (10) 国土地理院の地図をベースに作成する。
- (11) 色覚障害者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとする。
- (12) 地図は、「北名古屋市全域図」とする。
- (13) 公共施設、災害避難場所等本市が指定する地点を分かりやすく表示し、当該施設等の新設、変更等があった場合は、速やかに更新を行う。
- (14) 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号等で一致させる。
- (15) 本体内に収まる大きさで広告枠を作成し、一枠が極端に大きくならないようにする。
- (16) 本市が作成した原案に基づいて庁舎案内図を表示し、当該内容に変更等があった場合は、速やかに更新を行う。
- (17) 携帯電話によるQRコードの読み取り等によりモバイルサイトとの連携が可能なものとする。
- (18) 上記モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、本市が提供する内容に従い、事業者においてサイトを作成する。

2 維持管理責任

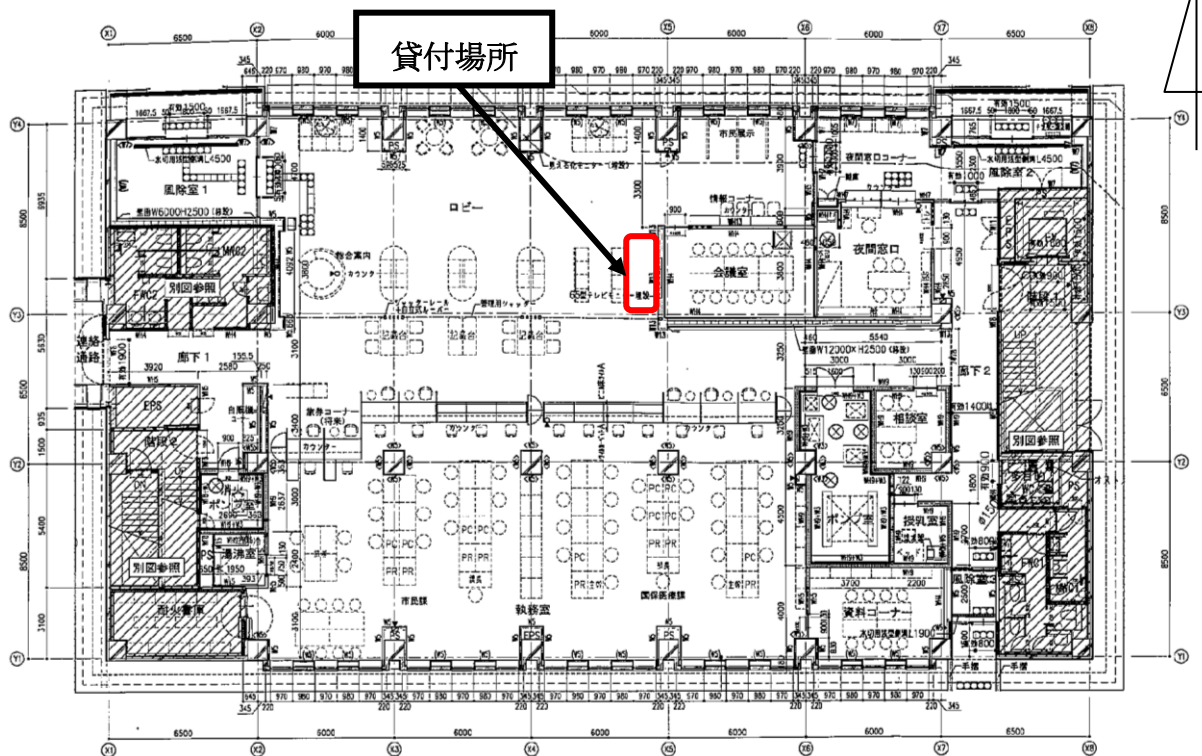
- (1) 甲は、当該案内地図板及び付帯設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理すること。
- (2) 乙は、破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更、移転等があった場合は、乙の負担により案内地図板の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 乙は、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (4) 案内地図板の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (5) 乙は、広告主や広告表示等、案内地図板の掲載内容を変更する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- (6) 案内地図板を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (7) 案内地図板の故障、問い合わせ及び苦情については、連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (8) 「広告に関する一切の責任は広告掲載業者に帰属します。また、北名古屋市が推奨するものではありません。」等の表示を案内地図板前面の見やすい箇所に表示すること。

3 その他

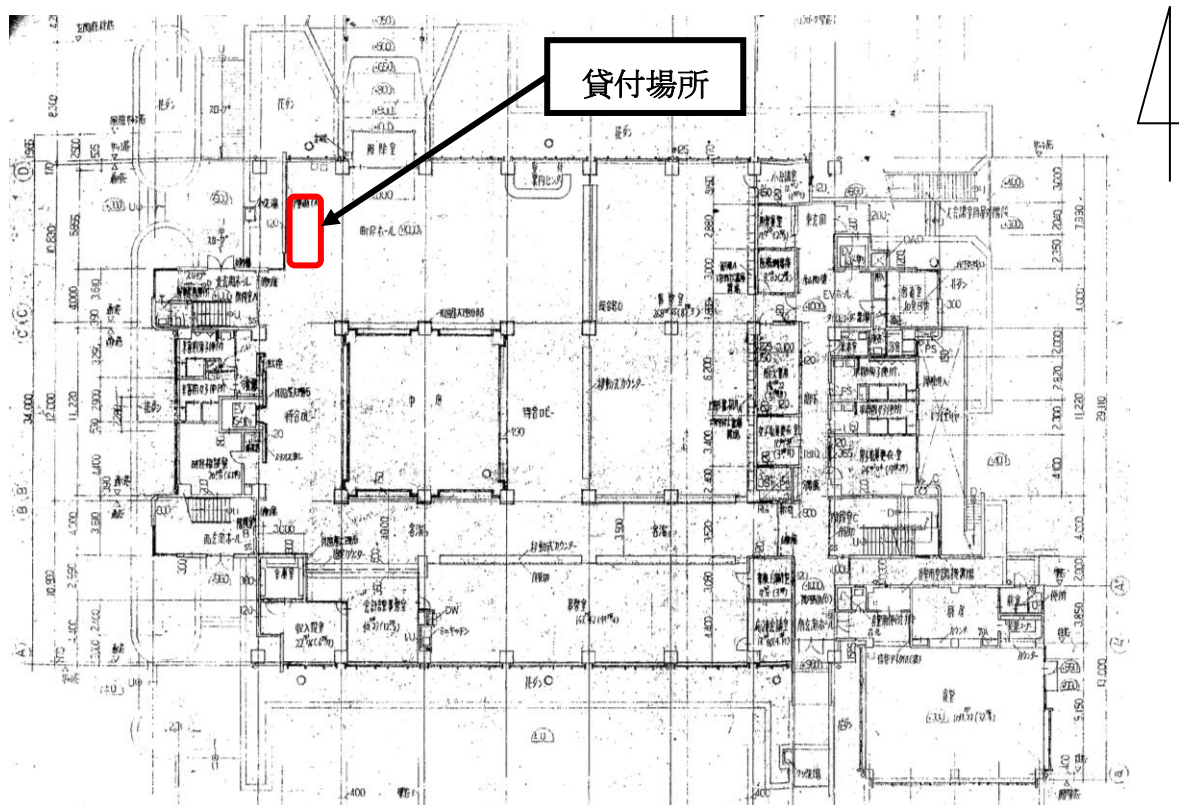
この仕様書、公有財産一時貸付契約書に定める事柄のほかにも協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

《位置図》

設置場所：西庁舎 1階ロビー



設置場所：東庁舎 1階市民ホール



《貸付面積》

西庁舎 1階ロビー $3.0\text{ m} \times 0.15\text{ m} = \underline{\text{約}0.45\text{ m}^2}$

東庁舎 1階市民ホール $3.0\text{ m} \times 0.7\text{ m} = \underline{\text{約}2.1\text{ m}^2}$